

仕 様 書

1 業務名

令和8年度鳥取県外国人介護人材キャリアアップ研修業務（以下「本件業務」という。）

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本件業務は、鳥取県内で働く外国人介護人材のキャリアアップを図り、県内定着を促進するため、「介護の日本語」及び「介護福祉士国家試験対策」に関する講座を企画・運営することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 介護の日本語講座

ア 受講者の募集及び受入施設等との調整

- ・本件業務の対象者は、県内介護施設等で就労する在留区分「技能実習」及び「特定技能」の外国人介護人材のうち、原則として入職1年以内の者とし、人数は40人を目安とすること。
- ・県内介護施設等に対する事業実施案内は県が行うが、その他募集チラシの作成等の受講者募集に関する広報の企画及び実施、受講申込みの受付、受入施設等との調整は受託者が行うこと。

イ 介護の日本語講座の企画・運営

(ア) 内容

- ・受講者が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護現場での日本語能力向上や基本的な介護知識の習得を目的とした内容とし、受講後における自律的な学習にも資すること。
- ・対象者の入国時期は様々であることを踏まえ、講座は上半期・下半期の2クール実施することとし、それぞれ8回（約2か月）程度実施すること。なお、受講者同士の交流や演習を行うため、それぞれ1回以上は対面の集合形式で実施すること。
- ・対面の集合形式で実施する際には、県内の介護関係団体とも連携し、鳥取県内でのキャリア形成につながる内容も盛り込むことが望ましい。
- ・上記の内容以外で、受託者が受講者の知識取得や能力向上に効果的と認める取組があれば実施すること。

(イ) 実施体制

- ・県内各地域での受講が可能となるよう、対面の集合形式で実施を求める回を除いて、原則としてオンラインで実施する。
- ・オンラインでの実施にあたり、勤務に配慮した時間帯を設定することとし、リアルタイムでは受講できない者や欠席者に対しては、講座を動画に記録し配布する等の配慮を行うこと。
- ・講師は、介護に関する技術・日本語に精通した者を選定し、受講者が効果的に学習できるような体制を組むこと。
- ・受講者によって日本語能力に差があることが想定されるため、講座の実施前に個々の能力を把握した上で、効果的な実施体制を組むこと。

(ウ) 実施成果等の確認

- ・実施にあたっては、研修カリキュラムを作成し、各回の狙い、到達目標、習得する技能等を明確にすること。
- ・受講者に対してテストやアンケート等を実施し、受講者の研修成果や今後の事業運営に関する改善点等を把握するとともに、下記6の実績報告にその内容を盛り込むこと。
- ・受講者が勤務する介護事業所等での学習支援に資するため、当該介護事業所等に対して学習状況や学習成果を報告すること。

(エ) 教材

- ・本事業に用いる教材については、効果的な学習ができるよう配慮すること。

(オ) 受講料等

- ・受講者に対しては、原則として、受講に係る費用（教材費含む。）は委託料から賄い、受講者に負担させないこと。
- ・なお、実地形式で行う場合の会場までの旅費や、オンライン研修に係る機材の購入等の費用については、受講者側の負担とすること。

(2) 介護福祉士国家試験対策講座

ア 受講者の募集及び受入施設等との調整

- ・本件業務の対象者は、県内介護施設等で就労する在留区分「技能実習」及び「特定技能」の外国人介護人材のうち、原則として令和8年度又は令和9年度の介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）を受験する予定であり、かつ日本語能力N3程度以上の者とし、人数は30人程度とすること。
- ・県内介護施設等に対する事業実施案内は県が行うが、その他募集チラシの作成等の受講者募集に関する広報の企画及び実施、受講申込みの受付、受入施設等との調整は受託者が行うこと。

イ 介護福祉士国家試験対策講座の企画・運営

(ア) 内容

- ・受講者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、介護に関する専門知識及び日本語能力向上を目的とした内容とすること。
- ・実施期間は3か月程度とし、令和8年度国家試験受験を考慮し設定すること。
- ・講座の成果を把握するため、実施期間内において最低1回以上は模擬試験を実施すること。
- ・上記の内容以外で、受託者が受講者の知識取得や能力向上に効果的と認める取組があれば実施すること。

(イ) 実施体制

- ・県内各地域での受講が可能となるよう、原則オンラインでの実施とすること。ただし、必要に応じて実地形式等を行うことも可とする。
- ・オンラインでの実施にあたり、勤務に配慮した時間帯を設定することとし、リアルタイムでは受講できない者や欠席者に対しては、講座を動画に記録し配布する等の配慮を行うこと。
- ・講師は、各科目とも介護に関する技術・日本語に精通した者を選定すること。
- ・必要に応じて、通訳や日本語指導の専門家を配置する等、受講者が効果的に学習できるような体制を組むこと。
- ・受講者の入国年次等によって介護知識及び日本語能力に差があることが想定されるため、講座の実施前に個々の能力を把握した上で、効果的な実施体制を組むこと。

(ウ) 実施成果等の確認

- ・実施にあたっては、研修カリキュラムを作成し、各回の狙い、到達目標、習得する技能等を明確にすること。
- ・令和8年度の国家試験後に、受講者に対してテストやアンケート等を実施し、受講者の研修成果や今後の事業運営に関する改善点等を把握するとともに、下記6の実績報告にその内容を盛り込むこと。
- ・受講者が勤務する介護事業所等に対し、学習状況や学習成果を月1回程度報告すること。

(エ) 教材

- ・本事業に用いる教材については、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるよう配慮すること。

(オ) 受講料等

- ・受講者に対しては、原則として、受講に係る費用（模擬試験等の受験料や教材費含む。）は委託料から賄い、受講者に負担させないこと。
- ・なお、実地形式で行う場合の会場までの旅費や、オンライン研修に係る機材の購入等の費用については、受講者側の負担とすること。

5 実施計画

上記4の実施に関する計画書（任意様式）を契約締結日以降、速やかに提出すること。

6 実績報告

事業完了後、上記4の実施状況に関する実績報告書を提出すること。

(1) 提出資料

ア 実績報告書（任意様式）

イ 支出内訳書

(2) 提出期限

令和9年3月31日（水）

7 業務遂行上の留意事項

- (1) 本件業務の遂行にあたっては、委託者と随時協議・調整を行うこと。また、十分な業務経験を有する人員・体制を整え、予算及び進行管理を行うこと。
- (2) 受託者は本件業務について再委託をしてはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し事前に委託者に報告し承認を得た場合はこの限りでない。
- (3) 全ての成果物の著作権は、県に帰属するものとする。県は二次使用を含むあらゆる使用について、受託者の許可を得ることなく自由に使用できるものとする。
- (4) 受託者は、本件業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し又は第三者に提供してはならない。
- (5) 本件業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、委託者と協議を行うこと。